

青森県報

第四千三百二二号

平成二十九年
五月二十四日
(水曜日)

目次

訓 令

○青森県三八地域広域観光推進プロジェクト事業費補助金の交付に関する事務の三八地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令……………(観光企画課) ……一

告 示

○平成二十八年度青森県一般会計補正予算(専決第一号)の要領……………(財政課) ……一

○職業訓練指導員試験の施行……………(労政・能力開発課) ……三

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……三

出先機関

○土地改良区の役員の就任及び退任……………(上北地域県民局) ……三

選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……四

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……四

○政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……五

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……五

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……六

○政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出……………(同) ……六

訓 令

青森県訓令甲第十五号

庁 中 一 般
三 八 地 域 県 民 局

青森県三八地域広域観光推進プロジェクト事業費補助金の交付に関する事務の三八地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十九年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県三八地域広域観光推進プロジェクト事業費補助金の交付に関する事務の三八地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令

青森県三八地域広域観光推進プロジェクト事業費補助金の交付に関する事務の三八地域県民局長への委任等に関する規程(平成二十年五月青森県訓令甲第二十五号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十九条第一項の規定に基づき平成二十九年三月三十一日専決処分した平成二十八年度青森県一般会計補正予算(専決第一号)の要領は、次のとおりである。

平成二十九年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

平成28年度青森県一般会計補正予算（専決第1号）

平成28年度青森県一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算のうち、「第1表歳入予算補正」に掲げるとおり、当該款項の区分ごとの金額を補正する。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
1	県 税	141,825,545	727,038	142,552,583
2	事 業 税	24,452,768	167,965	24,620,733
3	地 方 消 費 税	24,562,163	458,078	25,020,241
8	軽 油 引 取 税	13,385,828	100,995	13,486,823
3	地 方 譲 与 税	20,429,141	80,448	20,509,589
1	地方法人特別譲与税	17,521,178	1,445	17,522,623
2	地方揮発油譲与税	2,681,673	80,434	2,762,107
3	石油ガス譲与税	177,000	△9,120	167,880
5	航空機燃料譲与税	49,289	7,689	56,978
5	地 方 交 付 税	226,642,533	529,147	227,171,680
1	地 方 交 付 税	226,642,533	529,147	227,171,680
6	交通安全対策特別交付金	412,449	△41,118	371,331
1	交通安全対策特別交付金	412,449	△41,118	371,331
12	繰 入 金	14,651,100	△515	14,650,585
2	基 金 繰 入 金	13,624,175	△515	13,623,660
15	県 債	74,327,926	△1,295,000	73,032,926
1	県 債	74,327,926	△1,295,000	73,032,926
歳 入 合 計		702,898,166	0	702,898,166

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額 千円	起債の 方法	利率 %	償還の方法	限 度 額 千円	起債の 方法	利率 %	償還の方法
河川事業	3,556,000	普通貸 借又は 債券発 行	9.0 以内	公的資金の場 合は、融通条件 による。	3,125,000	普通貸 借又は 債券発 行	9.0 以内	公的資金の場 合は、融通条件 による。
県道等整備事業	2,652,000			その他の場合 は、知事が借入 先と協議の上定 める。 ただし、県財 政の都合により 年限変更、繰上 償還又は借換す ることができる。	1,788,000			その他の場合 は、知事が借入 先と協議の上定 める。 ただし、県財 政の都合により 年限変更、繰上 償還又は借換す ることができる。
計	74,327,926	/	/	/	73,032,926	/	/	/

青森県告示第四百十三号

平成二十九年職業訓練指導員試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十五条第二項の規定により公示する。

平成二十九年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施期日

実技試験	区 分	試験職種	期 日
	電気工事事科 溶接科	平成二十九年八月十九日 (土)午後一時	
学科試験	指導方法	全職種	期 日
	関連学科 (系基礎学科及び専攻学科)	配管科 建築科 溶接科 電気工事事科	平成二十九年八月二十日 (日)午前十時三十分

二 実施場所

八戸市桔梗野工業団地二丁目五の三〇
青森県立八戸工科学院

三 受験申請書の提出期限

平成二十九年六月七日（水）から同年七月十九日（水）まで。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、同日までの消印のあるものは、有効とする。

四 その他試験に関し必要な事項

1 受験申請書の用紙及び受験案内は、青森県商工労働部労政・能力開発課及び各県立職業能力開発校で配布する。

2 受験申請書の提出先及び詳細についての問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県商工労働部労政・能力開発課 職業能力開発グループ

(電話〇一七―七三四―九四一五)

青森県告示第四百十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十九年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内二一六の二 有限会社 佐藤水産 上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内三五 上野 洋	泊区域 泊漁業協同組 合の地区	小型定置漁業

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、荒屋平土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十九年五月二十四日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日

選挙管理委員会

理事	久保均	上北郡七戸町字賽ノ神二七	平成 二九・四・三就任
〃	小笠原 誠一	十和田市大字洞内字坂本三五の一	〃
〃	母良田 芳雄	〃 大字大沢田字北野二一九	〃
〃	赤沼 精一	上北郡七戸町字荒屋一〇四の一〇	〃
〃	中野 修	十和田市大字洞内字豊良一の三〇	〃
〃	小笠原 信夫	〃 字五十貫田四八	〃
〃	山田 博志	上北郡七戸町字沼ノ沢四六の二四	〃
〃	山田 繁雄	〃 〃 四九の二	〃
〃	野月 紀幸	〃 〃 字荒屋一五〇	〃
〃	金見 一雄	〃 〃 字下見町一〇〇の二	〃
〃	山田 信一	十和田市大字洞内字深沢平七一の一	〃
〃	赤沼 貞敏	上北郡七戸町字見町五六の四〇	〃
〃	仁和 正教	十和田市大字大沢田字芋久保六二の一	〃
〃	藤田 清六	上北郡七戸町字荒屋一五四の三	〃
〃	久保均	〃 字賽ノ神二七	二九・四・三退任
〃	母良田 芳雄	十和田市大字大沢田字北野二一九	〃
〃	赤沼 精一	上北郡七戸町字荒屋一〇四の一〇	〃
〃	中澤 鐵生	〃 〃 字中村二五の二	〃
〃	山田 正	十和田市大字洞内字家ノ上二九	〃
〃	小笠原 誠一	〃 〃 字坂本三五の一	〃
〃	小笠原 信夫	〃 〃 字五十貫田四八	〃
〃	中野 修	〃 〃 字豊良一の三〇	〃
〃	仁和 一儀	上北郡七戸町字蒼前一八の二	〃
〃	山田 繁雄	〃 〃 字沼ノ沢四九の二	〃
〃	山田 博志	〃 〃 〃 四六の二四	〃
〃	赤沼 貞敏	〃 〃 〃 字見町五六の四〇	〃
〃	氣田 勉	〃 〃 〃 字中村五五の五	〃
〃	仁和 正教	十和田市大字大沢田字芋久保六二の一	〃

青森県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年五月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
桜井雅洋後援会	千葉 茂	澤田 雅善	三戸郡新郷村大字戸来字金ヶ沢尻三〇の一	平成 二九・四・二〇

青森県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年五月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異動年月日
日本共産党青森県委員会 (畑中 孝之)	会計責任者	溝江 伸一	高柳 博明	平成 二九・三・三

青森県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年五月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

松尾 和彦	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異 年 月 日 動
松風会						
公職の種類						
三戸町長						
青森県議会議員						
平成 二六・三・二六						

青森県選挙管理委員会告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年五月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

斗賀 寿一	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
山口 広道			
正道拓進会			
平成二九・四・八			
寿会			
二九・四・二四			

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭